

北区立学校給食弁当代替者補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 1 7 日

4 北教教学第 3 9 4 2 号

区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、区立学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を、予算の範囲内で補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに、北区立学校給食費補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 1 7 日北教教学第 3 9 4 0 号区長決裁。以下「給食費補助要綱」という。）による補助金の交付を受ける保護者との公平を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 北区立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (2) 児童生徒 区立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (4) 弁当対応 食物アレルギー等のため、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食（給食費補助要綱第 4 条第 4 項に規定する配達型給食を含む。）の一日における全ての飲食物に代わり、持参した弁当等を飲食することをいう。
- (5) 学校給食費 学校給食法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、弁当対応をする児童生徒の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者については、補助対象者としてすることができる。

(補助額)

第 4 条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、別表に定める額を年額上限とし、児童生徒が弁当対応をした回数（以下「弁当対応回数」という。）に、同表に定める 1 食単価を乗じた額とする。

- 2 補助対象者が給食費補助要綱第 8 条に係る交付を受けた月は、補助額の算

定対象外とする。

- 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付（補助金を除く。以下同じ。）を受けた場合には、補助額から当該給付を受けた額を除くものとする。

（申請）

- 第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、北区立学校給食弁当代替者補助金交付申請書・請求書（兼同意書・支払金口座振替依頼書）（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。
- 2 毎年度別に定める期間内に行われる前項の規定による申請（以下「初回申請」という。）及び初回申請以外の前項の規定による申請（以下「随時申請」という。）に係る補助額の算定の基準日（以下「算定基準日」という。）は当該年度の4月1日とする。ただし、転入の場合は就学日を算定基準日とする。
 - 3 随時申請は、算定基準日の属する年度（以下「算定年度」という。）の3月28日までにを行うものとする。ただし、3月28日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。
 - 4 前項本文の規定にかかわらず、児童生徒が年度途中で区外に転校した場合は、転校した日の属する月の翌月の末日までに、申請を行うものとする。ただし、当該末日が日曜日若しくは休日又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

（交付決定）

- 第6条 区長は、申請があったときは、第3条の規定による要件に基づき補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 区長は、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、北区立学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、北区立学校給食弁当代替者補助金不承認決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（取消し）

- 第7条 区長は、交付決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）補助対象者に該当しなくなったとき。

- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。
 - (3) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) その他区長が必要と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定による交付決定の取消しを行うときは、北区立学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（変更）

- 第8条 交付決定者は、交付決定を受けた内容に変更があった場合は、北区立学校給食弁当代替者補助金内容変更届（別記第5号様式）により区長に届出を行うものとする。
- 2 区長は、前項に規定する届出があったときは、北区立学校給食弁当代替者補助金内容変更通知書（別記第6様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付額決定）

- 第9条 区長は、交付決定者に対し、北区立学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により通知し、次の各号に掲げる期別ごとに規定する弁当対応回数に応じた補助金を交付決定者の指定する金融機関の口座に口座振替により交付するものとする。
- (1) 第1期 算定年度の4月から7月までの弁当対応回数
 - (2) 第2期 算定年度の9月から3月までの弁当対応回数
- 2 補助金は、次の各号に掲げる期別ごとに規定する日までに交付するものとする。ただし、当該各号に規定する日が日曜日若しくは休日又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。
- (1) 前項第1号の第1期 算定年度の9月30日
 - (2) 前項第2号の第2期 算定年度の翌年度の4月30日
- 3 補助金交付額の確定に当たっての弁当対応回数の確認については、北区立学校給食弁当代替者補助金実績報告書（別記8号様式）により、交付決定当該年度の弁当対応回数を学校長から区長へ報告するものとする。

（返還）

- 第10条 区長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合、交付決定者は、交付金額とともにその命令に係る補

助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の返還命令を受けた交付決定者が、これを期限までに納付しなかったときは、その未納額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、教育委員会事務局教育振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 1 月 19 日 5 北教教学第 3459 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 6 月 25 日 6 北教教学第 1957 号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別記第 8 号様式については、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 7 年 1 月 8 日 6 北教教学第 3515 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 7 年 3 月 13 日 6 北教教学第 4117 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 7 月 14 日 7 北教教学第 1981 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

区分		1食単価	年額上限額
小学校	低学年	316 円	61,620 円
	中学年	331 円	64,545 円
	高学年	355 円	69,225 円
中学校		405 円	76,950 円

※小学校低学年には義務教育学校前期課程1・2年生を含む。

※小学校中学年には義務教育学校前期課程3・4年生を含む。

※小学校高学年には義務教育学校前期課程5・6年生を含む。

※中学校には義務教育学校後期課程を含む。